

◆特集 今こそ、脱原発・反原発運動の再強化を



鹿磯漁港の防潮堤に固着した生物遺骸が示す隆起の様子。人が持っている標尺の長さは5m

1 能登半島地震

昨年は1月1日の能登半島地震の衝撃から始まりました。震源地である能登半島先端部の珠洲市やその西隣

の輪島市では極めて多くの家屋が倒壊しました。隆起は最大5メートルにも及び海岸線が遠のいたことで、福井県の面積より狭かった石川県の面積が福井県を上回ることになつたのです。能登半島地震のエネルギーの大きさに驚かされます。そして、更に驚くことに、その震源地に珠洲原発が建

原発の本質と脱原発への展望

元福井地裁裁判長

樋口 英明



てられる予定だったのです。もし、そこに珠洲原発が予定通り建設されていたとしたら、福島原発事故を上回る事故となっていたでしょう。28年間にも及ぶ住民の粘り強い反対運動のおかげで建設が阻止されたのです。

また、能登半島地震で一番強い揺れを記録したのは志賀町富来（とき）地区で、富来地区は志賀原発の当初の立地予定地でした。しかし、富来地区の住民の反対によつて、富来から約10キロ南に現在の志賀原発が建設されました。富来では震度7でしたが、志賀原発の敷地では震度5強に留まりました。もしも富来に志賀原発が建設されていたとしたら過酷事故は避けられなかったはずです。

我が国の原発は、現在17カ所の敷地に54基建設されていますが、全国で、50カ所以上の原発立地計画が珠洲市や富来地区のような市民運動によって阻止されたのです。

2 原子力規制委員会と裁判所

しかし、一旦建設されてしまった原発については、市民運動は建設前のような大きな力を発揮することは難しいのが実情です。建設された原発を動かすか、動かさないかを決める決定権があるのは原子力規制委員会と裁判所です。

ところが、原子力規制委員会の委員長であった田中俊一氏は「我々は原子力発電所が規制基準に合致しているかどうかを審査しているだけで、規制基準に合格しても安全とは申しあげません」と言っています。その規制基準は、国会で制定された法律ではなく原子力規制委員会が自ら制定しているのです。田中委員長は「原子力規制委員会は国民を守るために規制基準を定めたのではない」と自白しているに等しいのです。

一方裁判所はどうでしょうか。私は福井地裁の裁判長として大飯原発の危険性を認めて運転の差し止めを命じました。原告住民は「大飯原発の敷地に強い地震が来ると原発は耐えることができずに事故になります。原発の運転を止めて私たちを守ってください」と主張しました。それに対して、関西電力は「大飯原発の敷地に限っては将来にわたり強い地震は来ませんから安心してくだ

さい」と主張したのです。原発差止訴訟の本質はこの電力会社の言い分を信用するか、しないかだけなのです。

ところが、多くの裁判所はこの原発訴訟の本質を知らないままに原発の運転の差し止めを求める請求を棄却して、原発の運転を認めています。「裁判所が原発の運転を認めたということは、裁判所は原発が安全だと判断したに違いない」とほとんどの国民は思うのです。しかし、多くの裁判所は、原発が安全かどうかを判断していません。地震大国日本では原発が安全かどうかということとは、すなわち原発の耐震性が高いのか低いのかという問題ですが、裁判所はこの点を判断していません。また、現在の規制基準は各原発の敷地ごとに「○○ガル（ガルは地震の強さを示す加速度の単位）を超える地震は来ません」という地震の予知、予測ができることを前提にしているのですが、そのような地震の予知予測ができるのかどうかについても判断していません。多くの裁判所は「原子力規制委員会が規制基準に合格したと判断した場合、その原子力規制委員会の判断を尊重する」としているのです。したがって、電力会社が裁判で勝訴したとしても何ら原発の安全を保障するものではないのです。

◆特集 今こそ、脱原発・反原発運動の再強化を



原子炉を冷やすことができなくなって、福島第一原発から250キロ圏が避難区域になるという「東日本壊滅」の危機に見舞われたのです。

3 原発の本質

原発の本質は極めてシンプルです。知ってほしいことはたったの二つだけです。①一つ目は、原発はどんなときでも人が管理し続けなければならないということです。管理できなくなると暴走するのです。②二つ目は暴走したときの被害はとてつもなく大きいということです。原発の本質を知ることによって、政府の原子力政策が正しいかどうか、原発関連の判決が正しいかどうか分かるのです。

4 原発は人が管理できなくなると暴走する

原発は、自動車や火力発電所とは全く違うのです。例えば自動車を運転してトラブったら車を止めて、JAFを呼べば、それで解決します。火力発電所でも、地震が来たら火を止めれば安全になります。しかし、原発は止めるだけではダメなのです。止めた後も、水と電気で原子炉を冷やし続けなければならないのです。停電してもメルトダウン、断水してもメルトダウン。福島原発事故では、原子炉が地震や津波で壊れたのではないのです。地震で外部電源が断たれ、津波で非常用電源が断たれて、すなわち、停電しただけで原子炉を冷やすことができなくなり暴走したのです。原発は私たちの常識が通用しない技術なのです。

5 暴走したときの被害はとてつもなく大きい

原子炉を冷やすことができなくなって「東日本壊滅」の危機に見舞われたのです。仮に吉田所長が危惧したように2号機の格納容器が破裂した場合、その経済的損失は2400兆円（国家予算は110兆円）と試算されています。

しかし、考えられないような数多くの奇跡があったことで「東日本壊滅」を免れたのです。数多くの奇跡のうち一つでもなければ東日本は壊滅していたのです。ぎりぎりまで東日本壊滅を免れたとはいえ、14年経った現在も「原子力緊急事態宣言」は解除されていません。東京ドーム7200個分の土地が帰還困難区域として立ち入りが禁止されています。東京電力の旧経営陣に13兆円余の損害賠償を認めた東京地裁判決は原発事故が我が国の崩壊を招きかねないと明確に認めています。

6 脱原発への展望

2002年に福島県沖で津波を伴う大地震のおそれがあるとの政府機関による発表があり、更に2008年には敷地の高さ10メートルを超える15メートルの津波が到来するという情報を得ても、東京電力も経済産業大臣も何の津波対策もとりませんでした。2022年6月17日最高裁の3名による多数意見は、停電しただけで原発が暴走するという原発の本質に目を背けたまま、福島原発事故による損害について「国に責任がない」と判断しました（「6・17最高裁判決」）。裁判長であった菅野裁判官は同年7月に定年退官し、翌月8月に東京電

力と深い繋がりがある法律事務所に就職し、残りの2名の裁判官も東京電力と深い繋がりがある法律事務所出身です。福島原発事故後、東京電力は実質的に国有化され国と一体化しているのですから、「6・17最高裁判決」は公平・公正な判決とはいえないと思います。しかし、その後、多くの高裁の判決が「6・17最高裁判決」に引きずられ国に責任がないとしているのです。原発の稼働を差し止めるという判決を得るためにも「6・17最高裁判決」を早急に正さなければならぬと思います。

私たちにとって大切なことが少数の既得権者だけで決まってしまうことを大変危惧しています。まず知ることが大切です。知ることによって自ら考えて自ら選択することが主権者である私たちに課せられていると思います。主権者である私たち一人ひとりには非力かもしれませんが、私たちは決して無力ではないのです。

（ひぐち ひであき）

＊『原発と司法』国の責任を認めない最高裁判決の罪

発売中 岩波ブックレット 樋口 英明著 693円

＊詳細は、裏表紙の「広告」参照。

当「労働大学」でも取り扱います。